



多久市の子育てを応援する「児童センター」

あじさいへ行こう!

Go!



連載

「赤ちゃん広場」のお知らせ

児童センターでは、子育て支援センター「でんでんむし」と利用者支援事業「パラソル」、ファミリーサポートセンター「にじいろ」の共催で、子育てのための学びや交流の場所として、赤ちゃん広場を開催しています。11月は「保育園・認定こども園への入所申し込み説明会」を行います。なお、今回は3密を避けるため事前予約制となります。

日程：11月18日(水) ※各部同じ内容

第1部：10時～10時50分

第2部：11時～11時50分

場所：子育て支援センター

「でんでんむし」

講師：福祉課子ども係の担当職員

申込先：利用者支援事業「パラソル」

受付：火曜～日曜の9時～17時まで

問い合わせ：下記に掲載



あじさいのイベント情報♪

11月	
にこにこサロン (毎週火曜)	
10日	ふれあい遊び
17日	お誕生会
25日(水)	季節の工作
すこやかタイム (毎週土曜)	
7日	ビデオ上映会
21日	落ち葉遊び
28日	季節の工作
でんでんむし	
1日(日)～7日(土)	はたけへGO! (いもほり)
12日(木)	食育相談会
17日(火)	お誕生会
18日(水)	赤ちゃん広場
19日(木)	子育て講演会

あじさい
ホームページ
QRコード



問い合わせ

児童館 ☎75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 ☎37-1117

利用者支援事業「パラソル」 ☎75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」 ☎75-5111

出典：独立行政法人国民生活センター



©Kurosaki Gen

スマートフォンでSNSの広告を見て、約1,000円のニキビ用クリームを注文し、商品と一緒に送られてきたコンビニ用振り込み用紙で代金を支払った。2週間後、また商品が届いたので販売業者に連絡したところ、「定期購入なので、商品を5回受け取らないと解約できない」と言われた。2回目以降毎月5,000円以上もかかる定期購入コースだと分かっていたら申し込まなかった。
(20代/女性)

事例

Check!

みんなで目指そう! 自ら考え行動する消費者!

SNSでネット通販

1回だけのつもりが定期購入に!?

ヒントアドバイス

- SNSなどの広告を見て、通常より大幅に安い価格にひかれ、「1回だけ」のつもりで化粧品やサプリメントなどを購入したところ、実際は複数回買わなければいけない定期購入が条件だったという相談が寄せられています。
- 申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。スマートフォンでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件などが書かれている場合があるので、注意が必要です。
- 困ったときは、早めに市民生活課 生活環境係 (☎75-6117) または消費者ホットライン (☎188) にご相談ください。

“賢い消費者”を目指し今年度は



“契約”を字ぼう

クイズ! 賢い消費者はどっち?

Q インターネット通販でTシャツを買った。クーリング・オフできる?できない?

A できない。通信販売はクーリング・オフができません。申し込みや解約に条件が付いている場合があるので、申し込み前に利用規約をよく読みましょう。